

武蔵野学院大学 科研費等の不正使用に関する調査委員会規程

(目的)

第1条 本規程は「科学研究費等の運営・管理に関する規程」(以下、「科研費等規程」と言う。)に基づいて設置される調査委員会について定めたものであり、武蔵野学院大学(以下、「本学」と言う。)が科研費等の競争的資金による公的研究費(以下、「科研費等」と言う。)の不正使用の調査と不正認定、調査結果の公表などを行う手続等を定めるものとする。

(委員会の設置)

第2条 告発及び内部監査の結果など科研費等の不正使用が疑われ、科研等費規程が定める最高管理責任者によって調査が必要と判断された場合、最高管理責任者が調査委員会を設置し、最高管理責任者を設置者とする。

2. 最高管理責任者が不正を告発され被告発者となった場合、委員会の設置は科研等費規程が定める統括管理責任者が行い、統括管理責任者を設置者とする。
3. 最高管理責任者及び統括管理責任者が不正を告発され被告発者となった場合、委員会の設置は本学研究科長が行い、本学研究科長を設置者とする。
4. 調査委員会は設置者直属とし、独立した組織とする。

(任命)

第3条 調査委員会の委員長は本学及び不正の告発者、被告発者と直接利害のない者で、本学に所属しない者(以下、「第三者」と言う。)を設置者が任命し、委員長が設置者と協議の上、委員を任命するものとする。

2. 第三者は、本学の常勤及び非常勤教職員、学校法人武蔵野学院(以下、「本学院」とする。)の理事、評議員、監事、本学院と契約関係にある者、さらに過去5年間に本学と取引のある外部業者を除く者とする。ただし、弁護士、公認会計士、税理士に関しては本学院並びに本学との契約関係があつても第三者と認める。
3. 委員は委員長を除き、2名から5名とする。
4. 委員として、弁護士や公認会計士等を1名は選任するものとする。
5. 委員は、第三者から選任するものとする。

(調査対象)

第4条 告発もしくは監査によって科研費等の不正使用が疑われる研究者(以下、「該当研究者」と言う。)、該当研究者以外の不正使用に関わると思われる教職員(以下、「該当教職員」と言う。)及び該当研究者の不正使用に関係があると思われる取引業者等(以下、「該当業者」と言う。)が調査の対象となる。

(調査への協力)

第4条 調査に際して、本学及び該当研究者、該当教職員、該当業者は、調査委員会の求めに応じて、調査委員会が必要と認める資料すべての提供を速やかに行うものとする。

(認定)

第5条 科研費等規程第11条4項に従い、調査委員会は不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用額について認定するものとする。

(認定内容の報告)

第6条 調査委員会は調査内容の認定を完了した時点で、速やかに設置者に報告するものとする。

(雑則)

第7条 調査委員会の調査及び認定に関して、本規程、科研費等規程及び学内諸規程に定めのない事項に関しては、文部科学大臣が決定する「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」など関係規程等によるものとする。

(規程の改正)

第8条 本規程の改正は本学教授会の議を経て、本学学長が決定する。

(附則) 本規程は、平成26年12月10日から適用する。